

狩猟鳥の取扱いについて

令和3年11月11日
千葉県環境生活部自然保護課
電話：043-223-2972

令和3年11月以降、国内複数箇所で高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されております。

鳥インフルエンザウイルスは、通常人には感染しませんが、感染した鳥と濃密に接触した場合、まれに人に感染する場合がありますので、狩猟鳥の取扱いについては下記の点に注意して下さい。

1. 狩猟鳥と接するときは

- 素手では触らない。素手で触れてしまった場合は、水と石鹸で洗うかあるいはアルコールスプレー等で手指の消毒を行う。

2. 狩猟鳥の肉を食用とするときは

- 明らかに病気の症状を呈している狩猟鳥は解体しない。
- 羽をむしったり、解体したりする作業の時は、マスクとゴム製の手袋を着用する。
- 解体後は、手洗い、うがい、入浴をする。
- 血液、糞等がついたナイフなどで調理しない。
- 使用した道具は、塩素系漂白剤等で殺菌・消毒する。
- 肉の内部まで十分に加熱し、生食は絶対にしない。

3. 狩猟の後に発熱など異常を感じたら

- 野鳥と接触があったことを告げて、速やかに医師の診察を受けてください。

* 野生鳥獣は、いろいろな病気を持っている場合がありますので、鳥インフルエンザに限らず、狩猟鳥獣を取り扱う際は、衛生的な取り扱いを徹底してください。